

小郡市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小郡市(以下「市」という。)が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)へ掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 市ホームページに掲載できる広告及びリンク先ホームページの内容は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (7) その他掲載広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の優先順位)

第3条 掲載する広告の優先順位は、次の当該広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)の順序とする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共的性格を有する法人で市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に該当しないもので市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に該当しないもの

(広告表示方法及び規格)

第4条 広告の表示方法は、バナー広告(市ホームページのトップページに表示されている帯状の広告画像で、広告主が指定するホームページにリンクするものをいう。)とし、規格は次のとおりとする。

- (1) データの形式 GIF、JPEG又はテキスト(文字数30字以内)
- (2) サイズ 縦50ピクセル×横150ピクセル
- (3) 容量 10KB以内
- (4) 性質 静止画像(「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第3部:ウェブコンテンツ」に準拠したものであって、文字及び背景色を容易に識別することができ、かつ、文字、絵、図柄等の解像度が高く鮮明であるもの)

(広告の掲載位置及び掲載数)

第5条 広告の掲載位置及び掲載数は、市ホームページのトップ画面で、市が指定する位置及び掲載数とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。この場合において、広告掲載期間中にサーバ等のメンテナンス等により、市ホームページの公開を停止する期間についても掲載期間に含まれるものとする。

(広告掲載枠の売渡し及び広告の取扱い)

第7条 市長は、広告取扱業者（以下「取扱業者」という。）に市ホームページの広告掲載枠を直接売り渡すことができるものとし、広告の掲載の決定及び削除を除き、広告の掲載に関する事務を取扱業者に取り扱わせるものとする。

(広告掲載の申請及び審査)

第8条 広告主は、取扱業者に対し申込み等を行うものとする。また、掲載済み内容の大幅な追加、変更等を行う場合も同様とする。

2 前項の申込み等を受理した取扱業者は、掲載、変更等をしようとする広告の原稿及びそれに伴う資料等をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、掲載を中止する等、緊急を要する場合は、事後承認でよいものとする。

4 市長は、第2条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。ただし、広告主に市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納がある場合は、広告の掲載を許可しない。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告の掲載に支障があると認められるときは、取扱業者を介して、当該掲載を取り消すことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。